

# ポイント制度 年間10ポイント獲得の方へ



春らしく穏やかな気候に心和む季節となりました。会員の皆さまにおかれましては、お元気でご活躍のこととお喜び申し上げます。

さて、令和2年4月より始まったポイント制度ですが、本来であれば、互助会総会においてシルバー人材センター事業に積極的に参加・ご協力いただいた方の功績を称え、記念品（商品券 1,500 円）を贈呈させていただく予定ではありましたが、総会時間の短縮を図るため、事務局において記念品をお渡しすることとしました。あらかじめご理解をお願いします。

「10点」以上の方は、ポイントカードを事務局へご持参ください。

ポイント交換期限 令和6年6月14日（金）まで

<獲得ポイント内訳>

ポイント対象事業		得点
1	定時総会出席	5
2	ボランティア事業	3
3	会員研修会	2
4	スポーツ交流会等レクリエーション活動	2
5	いいじゃん踊り練習1回につき（本番当日参加 2点）	1
6	防災訓練会	3
7	新規事業発案	5
8	新規会員の紹介	2
9	新規受注者の紹介	4
10	各講習会参加	2
11	各業務の班長・リーダー職	3
12	安全就業のための巡回活動（1回につき）	1
13	会員研修において、会員以外の友人等を誘って参加	1

☆カードを無くした方、又はポイントの押印漏れがある場合は事務局へ連絡をください。

☆令和6年度も引き続き、ポイント制度を行ってまいります。令和6年度カードは、総会資料に同封する予定です。

※詳しくは、センターにお問い合わせください。

◎互助会事務局 ☎ 34-1988

